

平成18年5月29日から

農作物の農薬残留規制が変わりました！

食品衛生法が改正され、残留農薬のポジティブリスト制度が平成18年5月29日からはじまりました。

この制度では、今まで残留基準値がない農薬でも、**一定の基準を超えて検出されると、その農作物の流通は原則禁止**されることになりました。

残留農薬が設定されていない農薬については、国際基準などを参考にした「**暫定基準**」が、また国内外に基準のないものについては「**一律基準**」が適用されます。

「一律基準」には、人の健康を損なうおそれのない量として**0.01 ppm**という低い数値が基準値として設定しています。

この基準値をオーバーしてしまうと、**生産物の出荷停止・回収**などにつながるおそれが高くなります。ですから、今まで以上に**農薬の残留**に気をつける必要があります。

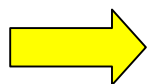
ポジティブリスト制度

基準が設定されていない農薬等が一定量以上含まれる食品の流通を原則禁止する制度

(平成18年5月29日施行)

「一定量以上」とは？

「人の健康を損なうおそれのない量として厚生労働大臣が薬事・食品衛生審議会の意見を聴いて定める量」



一律基準 = 0.01 ppm

一律基準が適用される場合は？

残留基準が設定されていない食品

ただし、以下において基準値が設定されている場合は、「暫定基準」として使用します。

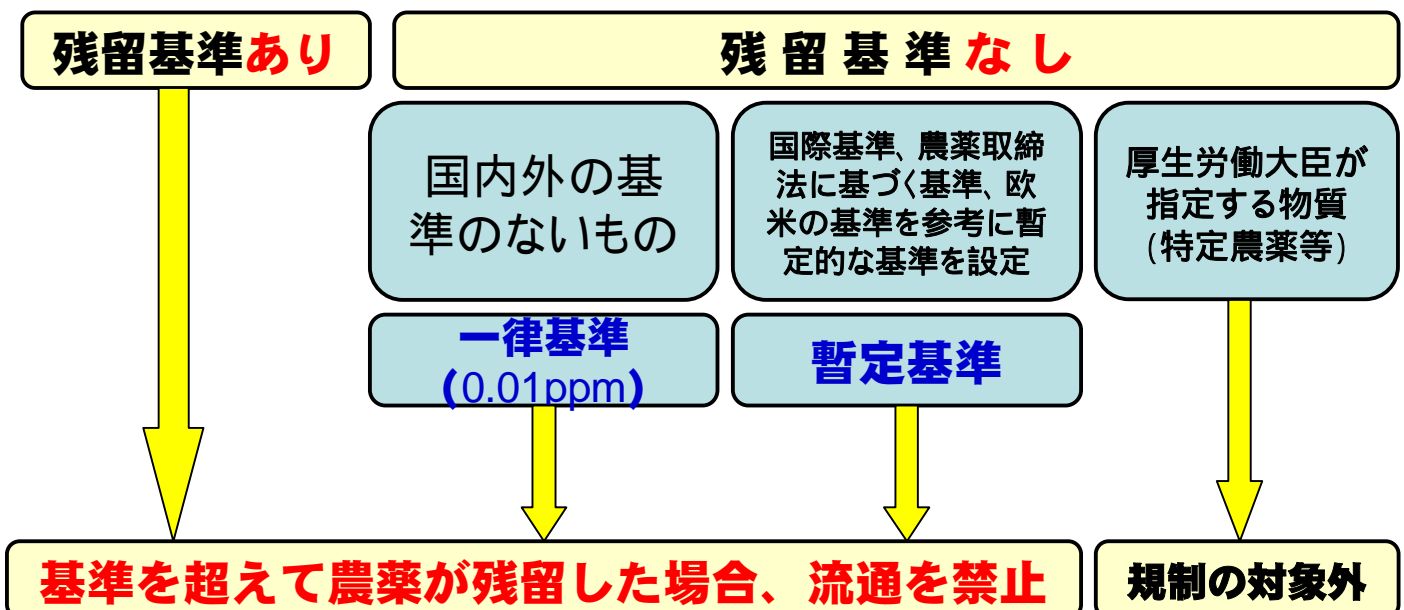
- 国際基準であるコーデックス基準
- 農薬取締法に基づく登録保留基準
- 諸外国（米国、カナダ、EU等）において設定されている基準

一律基準の対象とならないものは？

人の健康を損なうおそれのないことが明らかであるものとして厚生労働大臣が定める物質

- 食品添加物、農薬取締法第2条に規定する特定農薬（重曹・食酢・天敵）等は、適用対象外となります。

平成18年5月29日以降の体制



農薬が残留しやすい場面とは？

間違った農薬の使用

→ この行為は農薬取締法違反！

農薬散布機やホースなどに残っていた農薬が混入

→ 洗浄の徹底

農薬の飛散（ドリフト）

→ 農薬の飛散の影響を受けない対策

土壌に残留していた

→ ほ場管理のリスクの徹底

特に農薬の飛散に注意！！

ポジティブリスト制度では、原則すべての農薬に対してすべての食用作物に基準値が設定されるので、農薬の飛散は、収穫物やその加工品等の流通禁止につながるおそれが高くなります。

とりわけ、**一律基準値 0.01 ppm**とはとても小さい値です。たとえば、100 tの作物に1 gの農薬が含まれているときが、0.01 ppmです。そのため、**隣接する作物に農薬が飛散した場合、基準値オーバーを引き起こしてしまう可能性があります。**

農薬の飛散に注意する場面は？

使用しようとする農薬がまわりの食用作物に登録のないとき

ほ場どうしの距離が近いとき

隣の食用作物の収穫が近づいてきたとき

飛散が起こりやすい散布方法のとき

- ➡ ブームスプレーヤによる散布
- ➡ 動力散布機（ナイアガラホース）による散布
- ➡ 無人ヘリコプターによる散布
- ➡ スピード・スプレーヤによる散布

散布することをまわりの栽培者に伝え、日頃からコミュニケーションをとるなど、地域の農業者同士の連絡を密にしておくことが重要です。

どんな対策をしたらいい？

散布時に守りたいこと

散布量が多くなりすぎないように気をつけましょう

➡ 散布は必要最小限の量と区域で行うようにしましょう

風の弱い時に風向に気をつけて散布しましょう

➡ 風下に別の作物がある時はとくに注意が必要です

散布の方向や位置に気をつけて散布しましょう

➡ できるだけ作物の近くから、作物だけにかかるよう散布しましょう

➡ ほ場の端部での散布は外側から内側に向けて行いましょう

細かすぎる散布粒子のノズルは使わないようにし、

散布圧力を上げすぎないようにしましょう

➡ 粒子が細かいほど、圧力を高めるほど飛散しやすくなります

タンクやホースは洗いもれがないようきれいに洗っておきましょう

こんな対策も有効

まわりの作物にも登録のある農薬を使用する

飛散しにくい剤型（粒剤等）の農薬を使用する

境界区域では農薬を散布しない

まわりの作物をネットやシートなどで一時的に覆う

飛散をできるだけ減らすよう工夫して散布しましょう
また、農薬を散布したら必ず記帳するようにしましょう

どこに相談したらいい？

地域の**農業改良普及員**や**JAの営農指導員**がアドバイスします！

農業改良普及所問い合わせ先

東部総合事務所農林局
農業振興課

TEL：0857-20-3557

八頭総合事務所農林局
農業振興課

TEL：0858-72-3814

中部総合事務所農林局
農業振興課

TEL：0858-23-3163

西部総合事務所農林局
農業振興課

TEL：0859-31-9642

日野総合事務所農林局
農業振興課

TEL：0859-72-2004

鳥取農業改良普及所

TEL：0857-20-3562

八頭農業改良普及所

TEL：0858-72-3836

倉吉農業改良普及所

TEL：0858-22-8141

東伯農業改良普及所

TEL：0858-52-2125

米子農業改良普及所

TEL：0859-34-9685

大山農業改良普及所

TEL：0859-53-3721

日野農業改良普及所

TEL：0859-72-2024

食の安全・安心確保のため、これまで以上に十分な対策を実施しましょう！

<この資料の連絡先>

鳥取県農林水産部生産振興課

TEL：0857-26-7649

FAX：0857-26-7294

Eメール：seisanshinkou@pref.tottori.jp